

# 藤前干潟

ふじまえひがた

愛知県名古屋市、飛島村



①藤前干潟全景



[登録番号] 1200

[登録年月日] 2002年11月18日

[面積] 323ha

[湿地のタイプ] F:河口域。河口の永久的な水域とデルタの河口域、G:潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区  
[国際登録基準] 2、4、5

## 湿地の概要

大昔より伊勢湾には、木曾川や長良川、揖斐川など多くの河川が流れ込み、その河口部に広大な干潟が形成されてきた。しかし、戦後の港湾施設や工場、農地などの開発で次々と埋め立てられ、干潟は消失してきた。わずかに残ったのが伊勢湾の最奥部、名古屋市南西部の庄内川と新川、日光川の河口に広がる藤前干潟である。日本列島のほぼ中央部に位置し、季節ごとに移動する渡り鳥にとって重要な中継地となっている。

かつて藤前干潟には、名古屋市の急増するごみの処分場として埋立する計画があった。しかし、干潟を守るため市民が

立ち上がり、全国的に注目を集める社会問題となった。1999年、名古屋市は計画を撤回し「ごみ非常事態」を宣言。干潟保全のために名古屋市民は、自らごみの減量に取り組み、市民・事業者・行政等が一体となった努力により藤前干潟を救ったのである。

そして、2002年に藤前干潟はラムサール条約に登録された。藤前干潟は渡り鳥にとって重要であるだけでなく、人々に消費型社会を問い直し、循環型社会に向けた行動を起こさせる場となったのである。



②藤前干潟全景

## 湿地にかかわる動植物

藤前干潟には周辺にヨシ原が広がる。干潟の泥の中にはゴカイや貝類などの底生動物が豊富にある。干潮時、藤前干潟はそれらを餌とするシギやチドリなど多くの渡り鳥でいっぱいになる。シベリア・アラスカなどで繁殖し、南半球のオセアニア地域で越冬するシギ・チドリ類の渡りの中継地として、藤前干潟は重要な位置を占めている。ハマシギやダイゼン、オオソリハシシギ、ダイシャクシギなどのシギ・チドリ類やカモ類など、年間2万羽以上の水鳥が渡来、利用している。

【ハマシギ】 全長21cmの小型のシギ。くちばしがやや長めで下にわずかに曲がる。翼の上面に白い帯がある。群れて飛ぶとき、体が一齐に反転すると美しいコントラストを描く。

【オオソリハシシギ】 全長41cmの中型のシギ。くちばしは上に反っている。このくちばしを干潟の泥の中に突き刺し、ゴカイやカニなどを食べる。



③オオソリハシシギ

## 保全・管理の取組

藤前干潟の保全と活用を地元住民やNPO法人等の市民団体、研究者、行政の担当者などが一緒に話し合っていく場として2005年3月に藤前干潟協議会が設立。

藤前干潟及びその周辺の環境保全に係わる問題の整理、ワイズユースの検討、拠点施設や干潟の利用に関するアクセスや安全面の改善などが図られてきた。また周辺で行われる堤防等の改修工事について情報共有を行うとともに、自然環境に配慮した工法の提案や、環境影響評価

のための調査及び報告方法の変更を要望し、工事による自然の改変を最小限に抑えるよう努めている。

環境教育の拠点施設が複数あり、ラムサール条約や干潟、生物多様性に関することなど環境学習を目的とした「稲永ビジターセンター」、干潟で暮らす生きものとのふれあい体験や学習を目的とした「藤前干潟活動センター」、30台の望遠鏡を備え、干潟の野鳥を間近に観察できる「名古屋市野鳥観察館」がある。



④⑤ 藤前干潟ふれあい事業(干潟観察会)

## ワイズユースの取組

干潟の保全と活用の意義と重要性を伝え、藤前干潟を通じて次代を担う人材の育成を推進することを目的として、市民団体・行政(環境省・愛知県・名古屋市)及び学識者が実行委員会を組織し、藤前干潟ふれあい事業として、通年で干潟体験など普及啓発事業を実施している。

藤前干潟クリーン大作戦として、庄内川流域の市民団体が行政、企業、大学などと実行委員会を組織し、春と秋に大規

模な清掃活動を実施している。

市民団体による活動については、藤前干潟を守る会は通年の観察会「干潟の学校」、大人向けのボランティアガイドプログラム「ガタレンジャー養成講座」及び次世代育成のため小中学生を対象とした「ガタレンジャーJr.」のプログラムを実施している。また、名古屋市野鳥観察館の管理運営を担う名古屋鳥類調査会による「渡り鳥調査隊」などが行われている。



⑥ 藤前干潟クリーン大作戦

## 関連自治体

名古屋市役所 ☎052-961-1111 / 飛島村役場 ☎0567-52-1231

## 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 [https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland\\_Type.html](https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html)

## 国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

## 藤前干潟(ふじまえひがた)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 名古屋市環境局(①②)、名古屋市野鳥観察館(③)、藤前干潟ふれあい事業実行委員会(④⑤)、藤前干潟クリーン大作戦実行委員会(⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにいただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03